

中央学院大学に対する改善報告書検討結果

<大学評価実施年度：2021年度>

<改善報告書検討実施年度：2025年度>

中央学院大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、1点の是正勧告及び3点の改善課題の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

なお、末尾に記述するように、前回の評価結果において指摘のあった「基準2 内部質保証」及び「基準4 教育課程・学習成果」について、検討の結果、改善が認められたことから、当該大学は内部質保証の状況を踏まえた評価の弾力的措置に係る要件ア)～ウ)を満たしている。

<改善に向けた大学全体の取り組み>

「学部長会」を中心に改善に取り組み、「中央学院大学大学運営に関する基本方針」を策定している。2022年には副学長を配置し、中長期計画や内部質保証を担当させることで教学マネジメント体制の強化を図った。併せて、副学長を議長とする「大学質保証会議」を設置し、全学的な内部質保証の推進と改善指示を行う体制を整備した。同会議のもとには、「自己点検・評価実施委員会」を設け、各部会の点検・評価を実施している。また、「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の一部を改正して、「大学質保証会議」の責任・役割をより明確化しており、大学全体として問題点を改善していく姿勢がみてとれる。

<是正勧告、改善課題の改善状況>

提言の改善状況から、改善の成果が概ね表れているといえる。

是正勧告については、大学運営における改廃に関する規定の不備の問題に関して、なお改善が求められる。

改善課題については、財務基盤の確立の問題に関して、今後もさらなる改善に努めることが求められる。

個別の提言への改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、各提言に対する検討所見のとおりである。

(1) 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準10 (1) 大学運営
	提言 (全文)	大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関

中央学院大学

		<p>する大学としての方針が定められていない。また、学則において、副学長を置くことが定められているが、これまで置かれたことがなく、規程と実態に齟齬があり、研究科長の権限についても包括的に定められていない。さらに、規程に基づかない組織運営や、改廃に関する規定の不備が見受けられるとともに、「経営会議」や「学部長会議」は組織における重要な会議体でありながら、その会議録が作成されていない等、適切な大学運営を行っているとはいえないことから、組織の基盤を十分に整備し、適切に大学運営を行い、定期的な点検・評価及びその結果をもとにした改善・向上に取り組むよう、是正されたい。</p>
	<p>検討所見</p>	<p>「学部長会」を中心に改善に取り組み、「中央学院大学大学運営に関する基本方針」を策定し、公表している。また、副学長については、「中央学院大学副学長規程」を策定のうえ、副学長を新たに配置することで、「中央学院大学学則」と実態の齟齬を解消した。研究科長の権限についても、「中央学院大学大学院学則」に包括的に定めた。「学校法人中央学院経理規程」については、実際の予算編成の手続と齟齬がないように改めたほか、「学部長会議」と「経営会議」については、2022年度より議事録を作成している。</p> <p>以上のことから、概ね改善が認められるが、一部の規程における改廃に関する規定の不備については、規程改正の際に整備状況を確認し、対応することとしており、全ての規程の確認はできていないため、引き続き改善が求められる。</p>

(2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証

中央学院大学

	提言（全文）	「自己点検・評価実施委員会」を責任主体とする内部質保証体制を構築しているものの、定期的な点検・評価を行っているとはいいがたい。また、点検・評価の結果に基づく改善・向上のプロセスが体制上明確でなく、内部質保証推進組織が改善・向上に向けた運営・支援の役割を十分に果たしているとはいえないことから、「自己点検・評価実施委員会」のもと、内部質保証システムを有効に機能させるよう改善が求められる。
	検討所見	<p>「基礎事項確認シート」による点検・評価及び短期・中長期目標の達成度検証等の形で年度単位の点検・評価が行われ、改善すべき課題等については、「自己点検・評価実施委員会」が「大学質保証会議」に報告・改善要望を出し全学的な方向性を決定して改善に取り組んでいると認められる。</p> <p>「大学質保証会議」は、2024年の規程改定によって、教育改善・向上における司令塔の役割をも果たすようになり、実際に学習管理システムの更新やポートフォリオ導入等の検討を主導している。これにより、内部質保証に責任を有する組織による全学の運営・支援の機能が強化されたといえる。</p> <p>以上のことから、大学評価時に改善を提言した事項については改善が認められる。</p>
No.	種 別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	法学部、現代教養学部及び商学研究科修士課程の教育課程の編成・実施方針において、教育課程の実施に関する基本的な考え方が示されていないため、明文化するよう改善が求められる。
	検討所見	法学部、現代教養学部及び商学研究科修士課程において、教育課程の実施に関する基本的な考え方を明示した教育課程の編成・実施方針を定め、ホームページにおいて公表しており、改善が認められる。

中央学院大学

No.	種 別	内 容
3	基準	基準 10 (1) 財務
	提言 (全文)	「要積立額に対する金融資産の充足率」は低い水準を推移しており、教育研究活動の安定的な遂行と必要な財政基盤の両立が十分に確立されているとはいえない。事業活動収支差額比率は改善傾向にあるが、教育研究経費比率の減少が要因となっていることから、教育研究環境の維持・向上の観点に留意しつつ、財政基盤の確立に向けた取り組みの具体化、実行が求められる。
	検討所見	「要積立額に対する金融資産の充足率」については 2024 年度に一定の改善がみられた一方で、事業活動収支差額比率が 2024 年度においてマイナスに転じていること、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」は、毎年度増加していることに留意する必要がある。 2026 年度から始まる第 3 期中期計画では、学生生徒等納付金の確実な確保、事業の見直し等に取り組み、金融資産の充実を進め、財政基盤を確立されたい。

<再度報告を求める事項>

なし

<弾力的措置にかかる要件の充足状況>

弾力的措置にかかる要件	前回の評価結果 における提言	改善状況
ア) 基準 2 「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	有 (改善課題)	○
イ) 基準 4 「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	無	—
ウ) 基準 4 「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	無	—

以上